

委員会規程

令和4年3月1日制定
令和5年7月15日改正

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人医学物理士認定機構定款（以下「定款」という）第30条の規定に基づき、次の委員会を置き、当該委員会に関する共通の事項を定めることを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 理事会は、次に掲げる委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 医学物理士認定委員会
- (3) 試験委員会
- (4) 専門試験委員会
- (5) 教育コース認定委員会
- (6) 教育委員会
- (7) 企画・調整委員会
- (8) 広報委員会
- (9) 国際交流委員会
- (10) 将来計画委員会
- (11) 渉外委員会
- (12) 核医学物理委員会

2. 前項の委員会のほか、必要に応じ臨時に委員会を設けることができる。

(委員会の分掌業務及び委員の数)

第3条 前条第1項に定める各委員会の分掌業務及び委員の数は、次のとおりとする。

委員会名	分掌業務	委員の数
総務委員会	(1) 理事会議事の調整及び議事録（案）の作成 (2) 評議員会との調整と定時評議委員会への出席 (3) 監査の書類作成及び立会 (4) 会計 (5) 事務局の統括 (6) その他、機構の庶務及び財務に関すること	10名以内
医学物理士認定委員会	(1) 試験受験者の資格審査 (2) 認定の資格審査	20名以内

	<ul style="list-style-type: none"> (3) 認定証の作成及び交付 (4) 認定の取消し及びこれの公表 (5) 医学物理士籍の登録 (6) その他、認定に関する事 	
試験委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 試験実施等の公示 (2) 試験問題作成と採点 (3) 試験実施 (4) 試験問題の質向上 (5) 試験出題基準の改定 (6) その他、試験に関する事 	40名以内
専門試験委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 専門試験実施等の公示 (2) 専門試験の問題作成と採点 (3) 専門試験実施 (4) 専門試験問題の質向上 (5) 専門試験出題基準の改定 (6) その他、専門試験に関する事 	20名以内
教育コース認定委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 医学物理教育コースの認定審査 (2) 医学物理教育コース認定基準の改訂 (3) 医学物理教育カリキュラムガイドラインの改訂 (4) 医学物理教育コースに関する説明会の実施 (5) 教育コース認定施設訪問調査の実施 (6) その他、教育コース認定に関する事 	20名以内
教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 機構が主催する講習会の企画と運営 (2) 医学物理士の持続的専門教育に関する検討 (3) 医学物理教育に関する関連団体との連携 (4) その他、医学物理教育に関する事 	20名以内
企画・調整委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 委員会間の各種調整・サポート (2) 代表理事の諮問に応じ、諸問題の企画・調整 	10名以内
広報委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 広報に関する基本方針の策定に関する事 (2) 機構のホームページの編集と持続的改定 (3) 医学物理士及び関係者に有益と考えられる業務・事業推進の広報的サポート (4) マスメディア等への対応 (5) その他、機構の広報に関する事 	10名以内
国際交流委員会	<ul style="list-style-type: none"> (1) 海外の医学物理士認定制度の調査、情報収集 (2) 海外の医学物理教育コース認定制度の調査、情報収集 	10名以内

	(3) 海外からの日本の医学物理士認定制度についての質問に対する対応 (4) I M P C B (International Medical Physics Certification Board)への対応 (5) I D M P (国際医学物理の日) 講演の企画 (6) その他、機構の国際交流に関すること	
将来計画委員会	(1) 医学物理士の認定に関する将来計画 (2) 医学物理士認定試験に関する将来計画 (3) 医学物理教育コースに関する将来計画 (4) 医学物理士の社会的立場の確立に関する将来計画 (5) 医学物理士のキャリアパスに関する将来計画 (6) 医学物理士の生涯学習に関する将来計画 (7) 代表理事の諮問に応じ、諸問題の調査検討 (8) その他、機構のあり方に関することの検討	10名以内
渉外委員会	(1) 医学物理士と関連する国内外の諸学会・研究会・その他学域関連団体に対する対応 (2) 関連職域団体との対応 (3) 厚生労働省など行政への対応 (4) 関連企業への対応と賛助会員の募集 (5) その他、機構の渉外活動に関すること	20名以内
核医学物理委員会	(1) 日本における核医学領域の医学物理士役割の検討 (2) 医学物理士(核医学領域)養成に関すること (3) その他(国際的な比較検討など)	10名以内

(構成及び任期)

第4条 第2条に定める各委員会に、次の役員を置く。なお、各委員会は、必要に応じて理事会の承認を経て顧問を置くことができる。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

2. 委員長は、原則として理事の中から理事会が選任する。
3. 副委員長及び委員は、委員長が理事会に推薦し、理事会によって選任される。
4. 委員の併任は将来計画委員会を除き原則として2委員会までとする。
5. 各委員会は、理事会の承認を経て部会及びワーキンググループを置くことができる。なお、部会及びワーキンググループの構成については委員長が選出し、委嘱については、理事会の承認を経るものとする。

6. 委員長、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）の任期は2年とし、理事の改選のたび選任する。なお、再任は妨げない。
7. 理事会は、委員等に不正と認められる行為があった場合等正当な理由があるときは、委員等を解任することができる。

（委員の職務）

第5条 委員長は、委員会を代表し、業務を総括する。

2. 副委員長は、委員長を補佐し、必要に応じて委員長の職務を代行する。
3. 委員は、第3条に定める分掌業務に関する事項について協議又は審議する。

（委員会の招集、議長及び議事録）

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2. 委員会は、委員の過半数以上の出席をもって成立する。
3. 委員会はWebで開催することができる。
4. 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
5. 委員長は、必要に応じ参考人に委員会への出席を要請し、助言を求めることができる。
6. Web又はメールによる審議を行う場合には、全員の合意をもって賛成の決議があったものとする。
7. 委員長は、委員の3分の1以上の要求があった場合には、委員会を招集しなければならない。
8. 委員長は、委員会の議事について議事録を作成する。
9. 委員長は、委員会議事録の重要なものを遅滞なく理事会に報告しなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

第7条 委員等は、委員会を通じて知り得た情報の秘密を保持しなければならない。

2. 委員等及びその関係者は、委員会を通じて知り得た情報を利用し、又は他人に漏らしてはならない。

（通則の改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附則

1. この規程は、令和4年3月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の改正規定は、令和5年7月15日から施行する。